

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 くらし安心部 市民自治推進課 番号 1

不利益処分の内容		地縁による団体の認可の取消し
根拠法令及び条項		地方自治法第260条の2第14項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>① 地方自治法第260条の2第14項の規定により、同条第2項に掲げられた4つの認定要件を欠くこととなったとき、または不正な手段により認可を受けたとき。</p> <p>② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>二 その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>三 その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>四 規約を定めていること。</p>
	参考事項	自治会、町内会等法人化の手引 地縁団体研究会 ぎょうせい
	設定等年月日	平成19年10月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(裏)

処 分 基 準	基 準	
------------------	-----	--